



患者権利憲章

患者さんが公立豊岡病院で医療を受けるにあたり、人間としての尊厳に基づいた基本的な権利を尊重することを目的としてこの「患者権利憲章」を制定します。

1. 良質で安全な医療を受ける権利

病気の種類、年齢、性別、社会的地位、信条、人種などにより差別されることなく、良質で安全な医療を公平に受ける権利があります。病院は、この権利を尊重し、質の高い医療を提供するよう努めます。また、患者さんの安全には細心の注意を払います。

2. 病気や治療について、納得できるまで説明を受ける権利

自分の病気、検査や治療方法・利点と危険性、今後の見通しなどについて、わかりやすい言葉で、納得できるまで説明を受ける権利があります。

3. 検査や治療方法などを自分の意思で選択する権利

検査や治療の方法などについて、自分の意思で決定する権利があります。病院職員は、検査や治療の方法などについて、あらかじめ患者さんに十分に説明し、同意を得てから実施することを約束します。

4. 病院や医師、診療方針を選ぶため他の医師の意見を求め情報を受ける権利

診断や治療の方法について自分で決定するために、他の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。医師は、患者さんのセカンドオピニオンを求める意思を尊重し、いつでも対応いたします。また、医師は、そのために患者さんを不当に扱うことは絶対にありません。

5. 自分の診療記録の開示を求める権利

自分の受けている医療について詳しく知るため、カルテなどの診療記録の開示を求める権利があります。病院は、この権利を尊重し、患者さんから要求があれば、治療の妨げにならない限り、定められた手続きを経て診療記録を開示します。

6. 個人情報保護される権利

すべての診療情報は、患者さんの大切な秘密であり、厳密に保護され、プライバシーが不用意に他人にさらされたり犯されない権利があります。

7. 研究途上の医療を受ける権利と中止する権利

病気の治療が進歩するためには、新しい薬や治療法の開発が大切であり、それには患者さんの自発的な協力が必要です。当院では、このような薬の臨床試験や新しい治療法の開発にも取り組んでおり、患者さんに参加をお願いすることがあります。その際には、患者さんのインフォームドコンセントが大前提であり、参加するかどうかは患者さんの自由です。参加しなくても、あるいは途中で参加を中止しても、医師は患者さんを不当に扱うことは絶対にありません。

8. ひとりの人間として尊重される権利

この患者権利憲章は、小児患者、精神疾患患者、認知症疾患患者など意思疎通の困難な患者を含むすべての患者さんにとってのものです。よって、すべての患者さんに、ひとりの人間としての尊厳を最大限に尊重される権利があります。

◎患者さんへお願い

上に掲げた患者憲章を十分に尊重した医療を実践いたします。

患者の皆さんも次のことに配慮をお願いします。

1. 医療提供者に、自分の健康に関する正しい情報を提供して下さい。
2. 医療提供者の説明に対しては、十分納得できるまで質問して下さい。
3. すべての患者さんが快適な環境で医療が受けられるよう、病院内での規則と病院職員の指示を守って下さい。
4. 研修医や医学生、看護学生などの研修、実習へのご理解とご協力をお願いします。

(令和5年7月改定)

公立豊岡病院長